

【特別決議】

患者・医師から医療を取り上げる レセプトオンライン化に反対する

医療機関にかかったことのない国民はいない。レセプトオンライン化がされてから生まれた人は、文字通り生まれてから死ぬまで、あらゆる医療情報が国や保険者（企業）に掌握される。どんな病気にかかり、どの医療機関を受診し、どのように診断され、どれだけの期間通院・入院したのか等々が、本人の承諾なしに集約されるのである。情報漏えいが起きれば、社会的影響は計り知れない。個人には、自らの個人情報のデータ化を拒否する権利がある。国民がこの事実を知れば、医療機関は、レセプト請求ができなくなる事態も想定される。

本来、レセプトは、あくまで医療機関から保険者への医療費の請求書であり、それ以上でも以下でもない。ましてや、他目的への利用はまったく想定されるべきものではない。

しかし、オンライン化は、政府・規制改革会議の決定にあるように、レセプトデータの目的外利用が主目的とされている。まず、レセプトのカルテ並み記載への様式変更、それに伴う医療の「標準」化である。また、各医療機関の診療傾向の把握や全国傾向の把握が瞬時に可能になり、いずれも医師の裁量権と患者や疾患の個別性を無視し、医療費抑制を容易にする。さらに、最もデリケートな個人の医療情報の民間（企業）活用への道も開かれている。

私たちは、憤りを禁じえない。例え、レセプトオンライン化がいかなる利便性をもたらすとしても、患者・国民の受ける医療に重大な影響を及ぼす事がらが、国会でまったく審議されず、国民に知らされることなく義務化されることなどあってはならない。

私たち歯科医師は、患者の医療を受ける権利とプライバシーを守る義務が課せられている。世界に冠たる日本の公的医療保険制度を充実させるためにも、それに反するレセプトオンライン請求に断固反対する。

2009年5月16日

大阪府歯科保険医協会 第45回通常評議員会